令和5年12月4日

障害者相談支援事業における消費税法上の取扱いの誤認について

本市が社会福祉法人等に委託して実施している障害者相談支援事業において、消費税の取扱いを社会福祉事業として非課税と誤認していたことが判明しました。

1 概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、市町村は 地域生活支援事業である障害者相談支援事業を行うこととされており、本市では3法 人に委託して実施し、消費税の取扱いは社会福祉事業として非課税としていました。 令和5年10月4日付けで、国から「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の 取扱い等について」の事務連絡があり、障害者相談支援事業については社会福祉事業 に該当せず、非課税とならない事が周知されました。

改めて関係法令を確認した結果、相談の種別によって課税と非課税が区分されており、本市が委託する相談支援事業は課税対象事業であると判明しました。

2 対応

委託先である3法人に対し、当該事業にかかる消費税申告に伴い生じる費用(消費税、延滞税)計11,338,000円(概算)を支払うため、12月補正予算案に計上するよう準備します。

【対象期間】平成30年度~令和5年度

問い合わせ

市民福祉部 健康福祉課 障害福祉係 担当:森重・勝谷

TEL0846-22-7743 FAX0846-23-0140